

平成 30 年度西川町薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 町長は、環境に優しい薪ストーブ及びペレットストーブ (以下「ストーブ」という。) の普及を促進することにより、森林資源の有効活用を図り、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の抑制に寄与するため、ストーブを設置する者に対し、西川町補助金等の適正化に関する規則 (昭和 40 年 10 月町規則第 2 号。以下「規則」という。) 及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象設備)

第 2 条 補助金の交付の対象となるストーブは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 薪ストーブ 薪 (農林業の生産過程等で生じる端材等をいう。以下同じ。) を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機。

(2) ペレットストーブ ペレット (製材工場等で発生する端材、樹木等を活用し破砕したものを円筒状に固めたものをいう。以下同じ。) を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、町内に自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅又は町内の事務所等に平成 30 年度内に新たにストーブを設置する者とし、ストーブ設置後は適正な管理に努めなければならない。ただし、当該年度に設置できる台数は一の補助事業者につき 1 台までとし、ストーブの展示に類するものについては対象外とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) は、ストーブ本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額 (その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) 以内の額とし、10 万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は補助金交付申請書を提出しなければならない。この場合において、補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書 (別記様式第 1 号)
- (2) 設置するストーブのカタログの写し
- (3) 工事見積書の写し
- (4) ストーブ設置場所の写真 (設置前写真)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(条件等)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、前条第3号の工事見積書に記載されている工事費の額の30パーセントを超える増減以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、計画変更(中止)承認申請書(別記様式第2号)を提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定のあった年度の3月22日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書(別記様式第1号)
- (2) ストープ設置工事費に係る領収書の写し
- (3) ストープ設置前、設置後の状況写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(協力)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、ストープ、薪及びペレットの使用に関する情報の提供並びにその調査への協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。